

京町家施策検討専門部会（仮称）の設置について

1 設置目的

京町家条例をはじめとする現行施策の点検及び検証並びにより実効性の高い施策について、専門的な見地から御検討いただくため、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、京町家保全・継承審議会の部会として「京町家施策検討専門部会（仮称）」（以下「部会」という。）を設置する。

2 調査・審議事項

(1) 京町家条例をはじめとする現行施策の点検及び検証

(2) より実効性の高い施策

ア 京町家の保全・継承に伴う所有者の経済的負担に係る更なる軽減措置

イ 京町家の保全・継承に着実に結び付ける所有者等のニーズに応じた受け皿

ウ 京町家の保全・継承に係るステークホルダーに応じた効果的な施策展開

エ 現行施策の充実その他京町家の保全・継承の実効性を高める施策

オ 京町家の保全・継承を担保・促進する戦略的な都市政策

3 設置時期

本審議会における部会の設置に係る決議をもって設置する。

4 部会の構成等

(1) 構成員

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定に基づき、京町家保全・継承審議会委員のうちから会長が指名する。

(2) 部会長

規則第9条第3項の規定に基づき、会長が指名する。

(3) 委員以外の者に対する協力依頼

部会における調査・審議に必要な場合は、規則第11条の規定に基づき、京町家保全・継承審議会委員以外の者に対して、意見の陳述その他の必要な協力を求める。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月中旬頃 第1回部会（課題整理、施策検討の方向性の確認）

3～4月頃 第2回部会（施策素案の検討）

6～7月頃 第3回部会（施策素案の取りまとめ）

令和7年度第1回審議会（答申（案）の取りまとめ）

秋頃 令和7年度第2回審議会（答申）

以降 答申を踏まえた施策の具体化

京都市京町家の保全及び継承に関する条例【抜粋】

第7章 京町家保全・継承審議会

(部会)

第26条 審議会は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則【抜粋】

(部会)

第9条 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第10条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。